

平成30年小樽市議会第4回定例会

市長提案説明

平成30年第4回定例会の開会に当たり、ただ今上程されました各案件についての提案理由の説明に先立ち、議案に関連して、何点か申し述べさせていただきます。

初めに、副市長選任についてであります。

昨年12月から不在となっております副市長につきまして、この度、本年3月で市を退職いたしました、前医療保険部長の小山秀昭氏を起用する副市長の選任同意案を提出させていただきました。

小山氏は、市職員として行政経験が長く、特に、財政や公営企業、医療保険部門等を歴任し、さらには、この7月から小樽市社会福祉協議会常務理事として、福祉の第一線で手腕を発揮されており、私とは異なる分野に明るく、また、市役所内外からの信頼も厚い方であります。小山氏であれば、私とお互いの得意分野を生かし、補完しながら、共に本市の抱える様々な課題に立ち向かうことができるものと確信し、小山氏が適任と考え起用するに至ったものであります。

そこで、一日でも早く選任し、その手腕を発揮していただくためにも、本日の本会議において先議をいただきたいと考えております。

次に、「特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案」についてであります。

先の第3回定例会において、私の給料の減額に係る条例改正案について議決をいただいたところですが、この度、副市長候補の小山氏と教育長から、私の思いに共感し、給料を減額することについてそれぞれ申出をいただきました。

私としましては、このような申出をいただいたことを大変心強く感じているところであり、お二人の意思を尊重し、今定例会において条例改正案を提出させていただきます。

次に、今定例会では、「第7次小樽市総合計画基本構想」を提案させていただきました。

「総合計画」は、本市の最上位の計画として位置付けられるものであり、「基本構想」と「基本計画」からなるもので、このうち「基本構想」は、本市が目指す将来都市像を示し、それを実現するための基本的な方向を明らかにするものであります。平成31年度から10年間における、本市のまちづくりの総合的な指針となるものでありますので、活発な御審議をお願いしたいと考えております。

それでは、上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第2号までの平成30年度各会計補正予算について説明申し上げます。

まず、一般会計補正予算の主なものとしたしましては、北海道胆振東部地震の影響による国内外の観光客減少に対応するため、観光PR動画の発信事業やSNSなどによる情報発信事業を支援する「『小樽の元気』発信事業費補助金」を計上したほか、保育における睡眠中などの重大事故を防止するため、保育園等に備品購入費用の一部を補助する「保育所等事故防止推進事業費補助金」や、北海道新幹線新小樽（仮称）駅の開業を見据えたまちづくりを、官民が一体となって協議するための「北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会関係経費」を計上いたしました。

また、前年度の北海道後期高齢者医療広域連合に対する療養給付費の小樽市負担額の確定に伴って「後期高齢者医療費」を減額したほか、市内の新規創業者に対して、創業に要する経費の一部を補助する「創業支援事業費」について、申請見込件数が増加したことに伴い、事業費を増額いたしました。

そのほか、冬季間における市民の皆様の健康と体力づくり、歩くスキーの普及を図る「歩くスキー事業費」について、今年度の事業実施に当たり、損傷したス

キー用具を更新するため、事業費を増額いたしました。

これらに対する財源といたしまして、使用料、国・道支出金、寄附金、繰入金、諸収入及び市債を計上いたしました。

当初予算に計上した「重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店 保存修理工事費」につきましては、4か年事業とするため、継続費として所要の経費を計上いたしました。

債務負担行為につきましては、年度をまたぐ端境期対策として工事の早期発注を図るため「臨時市道整備事業費」を計上したほか、「行政情報システム整備事業費」、「スクールバス運行経費」、「水泳教室開催経費」を計上いたしました。

また、総合福祉センターなど5件の指定管理者の管理代行業務等に係る経費につきましても、債務負担行為として所要の経費を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は、2億8,833万3,000円の増となり、財政規模は、567億7,935万9,000円となりました。

次に、企業会計では、水道事業会計において、債務負担行為として、工事の早期発注を図るため、「配水管整備事業費」について所要の経費を計上いたしました。

続きまして、議案第3号から議案第17号までについて説明申し上げます。

議案第3号 市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、公職選挙法の一部改正に伴い、市議会議員の選挙におけるビラの作成に要する費用の公費負担について必要な事項を定めるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第4号 特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案につきましては、先ほど申し上げましたとおり、副市長及び教育長の給料月額について、独自削減の減額率を変更するものであります。

議案第5号 職員給与条例等の一部を改正する条例案につきましては、国家公務員の給与改定に準じ、職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の支給割合、扶養手当の月額並びに宿日直手当の限度額を改定するとともに、病院事業管理者の

期末手当の支給割合を改定するものであります。

議案第6号 資金基金条例の一部を改正する条例案につきましては、国の通知に基づき、新たに学校教育施設整備資金基金を設置するものであります。

議案第7号 夜間急病センター条例の一部を改正する条例案につきましては、夜間急病センターの診療時間を変更するものであります。

議案第8号 損害賠償額の決定につきましては、平成29年12月25日に発生した礼文塚し尿処理場の屋根の飛散に係る損害賠償について、その賠償額を決定するものであります。

議案第9号 副市長の選任につきましては、先ほど申し上げましたとおり、小山秀昭氏を選任するものであります。

議案第10号から議案第14号までにつきましては、いずれも、公の施設の指定管理者の指定についてであります。銭函パークゴルフ場につきましては、引き続きマルミプラス株式会社を、自然の村につきましては、引き続き一般財団法人おたる自然の村公社を、市民会館、公会堂及び市民センターにつきましては、引き続き小樽ビル管理・大幸総業グループを、総合福祉センターにつきましては、引き続き社会福祉法人小樽市社会福祉協議会を、夜間急病センターにつきましては、引き続き一般社団法人小樽市医師会を、それぞれ指定するものであります。

議案第15号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、奈良岡修氏の任期が平成30年12月25日をもって満了となりますので、引き続き同氏を選任するものであります。

議案第16号 過疎地域自立促進市町村計画の変更につきましては、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、過疎地域自立促進市町村計画の一部を変更するものであります。

議案第17号 総合計画基本構想の策定につきましては、先ほど申し上げましたとおり、総合的な計画の策定等に関する条例第14条の規定により、第7次総合計画基本構想を策定するものであります。

なお、議案第9号及び議案第17号につきましては、先議をお願いするものであります。

最後に、専決処分報告についてであります。報告第1号につきましては、平成30年9月12日に発生した、建設部が管理する公園内道路における車両損傷事故に係る損害賠償について、同年11月2日専決処分したものであります。

報告第2号につきましては、平成30年9月11日に発生した松ヶ枝中学校の草刈り作業中における小石の飛散による車両損傷事故に係る損害賠償について、同年11月22日専決処分したものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、何とぞ原案どおり御可決、御同意、御承認賜りますようお願い申し上げます。